

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更に伴う
劇場、音楽堂等における感染対策のご案内
(5月8日以降の取扱いに関する事前の情報提供)

令和5年(2023年)4月28日
公益社団法人全国公立文化施設協会(公文協)

公文協の「劇場、音楽堂等における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」は、5月8日以降、感染症法上の位置付け変更に伴い廃止となります。一方で、各施設に置かれましては、施設設置者とも協議の上、引き続き基本的な感染対策や衛生管理に務めていただけますようお願いいたします。

施設の対応策

- 空調設備の定期的な点検を行い、適切な換気を図ってください。
 - 手指等の消毒薬、受付等のアクリル板等、施設入口のサーモカメラ等の設置は、必須ではありません。維持経費や実行の手間等を踏まえて、継続を判断してください。
 - 体調不良者が発生した際の対応について検討を行い、必要となる備品等を準備ください。
- 来館者に向け、ホームページ等にて以下の内容の周知を推奨します。

- 発熱や体調不良時には来館や来場をお控えください。
- 施設内でのマスク着用は個人の判断となります。
混雑時や継続的な発声を伴う公演等、必要に応じて着用してください。
- 施設内での咳エチケットや手洗いの励行を推奨します。
- 会議室等での定員を遵守し、混雑をさけてください。

施設職員に向けた対応策

- 日々の体調管理と手指消毒を推奨します。
- 窓口や接客時等、必要に応じてマスク着用を検討ください。
- 発熱や体調不良時の出勤控えについて事前に協議の上で取り決めをしてください。

公演等の主催者に向けた対応策

- 出演者やスタッフ等に向けた自主的な基本的感染対策を促してください。
- 仕込み・撤去や入退場・休憩において余裕あるスケジュール設定を促してください。

なお、今後も公文協では、感染状況の変化等も踏まえ国の情報提供等を受けて、必要に応じて、感染対策の案内を更新します。